

## 地域共生型の再生可能エネルギー導入のための促進区域の設定に 関する環境配慮基準（最終案）について

環境森林課

### 1 前回（第2回）の環境審議会後の対応

令和5年11月9日	第2回環境審議会
令和5年12月6日～令和6年1月4日	パブリックコメント
令和5年12月13日～令和6年1月10日	市町村意見照会

### 2 第2回審議会における委員意見と反映状況について

【意見1】バイオマス発電の「悪臭による影響」の「適切な配慮のための考え方」のうち、離隔距離について曖昧な表現になっている。(p.19)

【対応1】離隔距離について記載のある箇所に下表の下線部のとおり表現を追記。

#### ① 太陽光発電 (p.4)

環境 配慮 事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及び その収集方法		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のため の取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮 を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	収集方法	
騒音に よる影 響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全の配慮が特に必要な施設（学校、保育所、図書館、病院、診療所及び福祉施設等。以下、「保全対象施設」という。）の分布状況</li> <li>・住居がまとまって存在する地域の分布状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境アセスメントデータベース（EADAS）</li> <li>・「国土数値情報（学校）」（国土交通省）</li> <li>・「国土数値情報（医療機関）」（国土交通省）</li> <li>・「国土数値情報（福祉施設）」（国土交通省）</li> <li>・地形図、国土基本図、土地条件図（国土地理院）</li> <li>・市町村都市計画部局に確認</li> <li>・環境アセスメントデータベース（EADAS）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保全対象施設や住宅と太陽光発電施設までの距離については、施設の規模・性能、設置数等の事業特性や、地形、気象条件等の地域特性に応じて、騒音の距離減衰式等により騒音レベルを予測し、騒音の影響を極力低減できよう十分な離隔距離を設けること。</li> <li>・騒音（低周波音を含む。）による影響が懸念される場合には、パワーコンディショナへの囲いや、環境配慮が特に必要な施設との境界に壁等を設置するなど十分な対策を講じること。</li> <li>・特に都市計画区域における住居系の用途地域は、良好な住環境を守るための地域として設定されていることを踏まえ、騒音（低周波音を含む。）による生活環境への影響の回避・低減に特に留意すること。</li> </ul>

## ② 風力発電 (p.12)

環境 配慮 事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及び その収集方法		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のため の取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮 を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	収集方法	
騒音に よる影 響	・環境保全の配慮が特 に必要な施設(学校、 保育所、図書館、病 院、診療所及び福祉施 設等。以下、「保全対 象施設」という。)の 分布状況	・環境アセスメントデー タベース(EADAS) ・「国土数値情報(学 校)」(国土交通省) ・「国土数値情報(医療機 関)」(国土交通省) ・「国土数値情報(福祉施 設)」(国土交通省)	・保全対象施設や住宅と風力発電施設までの距離につ いては、施設の規模・性能、設置数等の事業特性や、地 形、気象条件等の地域特性に応じて、 <u>騒音の距離減衰式</u> 等により騒音レベルを予測し、また、「 <u>風力発電施設か ら発生する騒音に関する指針について</u> 」(平成29年5月 環境省通知)との整合が図られているか検討するなど、 <u>騒音の影響を極力低減できるような十分な離隔距離を設け</u> <u>ること。</u> ・騒音(低周波音を含む。)による影響が懸念される場 合には、十分な対策を講じること。 ・特に都市計画区域における住居系の用途地域は、良好 な住環境を守るための地域として設定されていることを 踏まえ、騒音(低周波音を含む。)による生活環境への 影響の回避・低減に特に留意すること。
	・住居がまとまって存 在する地域の分布状況	・地形図、国土基本図、土 地条件図(国土地理院)	

## ③ バイオマス発電 (p.19)

環境 配慮 事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及び その収集方法		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のため の取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮 を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	収集方法	
大気質 による 影響	・環境保全の配慮が特 に必要な施設(学校、 保育所、図書館、病 院、診療所及び福祉施 設等。以下、「保全対 象施設」という。)の 分布状況	・環境アセスメントデー タベース(EADAS) ・「国土数値情報(学 校)」(国土交通省) ・「国土数値情報(医療機 関)」(国土交通省) ・「国土数値情報(福祉施 設)」(国土交通省)	・保全対象施設や住宅とバイオマス発電施設までの距離 については、施設の規模・性能、使用する燃料等の事業 特性や、地形、気象条件等の地域特性に応じて、 <u>排出ガ ス等の影響を受けないよう十分な離隔距離を設けるこ と。</u> ・特に都市計画区域における住居系の用途地域は、良好 な住環境を守るための地域として設定されていることを 踏まえ、大気質悪化による生活環境への影響の回避・低 減に特に留意すること。 ・ <u>施設の設置区域に応じた排出基準を十分に下回る排ガ ス処理施設等を設置するとともに、適切な維持管理体制 を整備すること。</u>
	・住居がまとまって存 在する地域の分布状況	・地形図、国土基本図、土 地条件図(国土地理院) ・市町村都市計画部に確 認 ・環境アセスメントデー タベース(EADAS)	

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	収集方法	
騒音による影響	・保全対象施設の分布状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境アセスメントデータベース (EADAS)</li> <li>・「国土数値情報(学校)」(国土交通省)</li> <li>・「国土数値情報(医療機関)」(国土交通省)</li> <li>・「国土数値情報(福祉施設)」(国土交通省)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保全対象施設や住宅とバイオマス発電施設までの距離については、施設の規模・性能、使用する燃料等の事業特性や、地形、気象条件等の地域特性に応じて、<u>騒音の距離減衰式等により騒音レベルを予測し、騒音の影響を極力低減できるように十分な離隔距離を設けること。</u></li> <li>・騒音(低周波音を含む。)による影響が懸念される場合には、十分な防音対策を講じること。</li> <li>・特に都市計画区域における住居系の用途地域は、良好な住環境を守るための地域として設定されていることを踏まえ、騒音・振動(低周波音を含む。)による生活環境への影響の回避・低減に特に留意すること。</li> </ul>
	・住居がまとまって存在する地域の分布状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地形図、国土基本図、土地条件図(国土地理院)</li> <li>・市町村都市計画部局に確認</li> <li>・環境アセスメントデータベース (EADAS)</li> </ul>	
悪臭による影響	・保全対象施設の分布状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境アセスメントデータベース (EADAS)</li> <li>・「国土数値情報(学校)」(国土交通省)</li> <li>・「国土数値情報(医療機関)」(国土交通省)</li> <li>・「国土数値情報(福祉施設)」(国土交通省)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保全対象施設や住宅とバイオマス発電施設までの距離については、施設の規模・性能、使用する燃料等の事業特性や、地形、気象条件等の地域特性に応じて、<u>悪臭の影響を受けないよう十分な離隔距離を設けること。</u></li> <li>・悪臭による影響が懸念される場合には、燃料及び排ガスからの臭気の除去・脱臭装置等を設置するなど十分な悪臭対策を講じること。</li> <li>・特に都市計画区域における住居系の用途地域は、良好な住環境を守るための地域として設定されていることを踏まえ、悪臭による生活環境への影響の回避・低減に特に留意すること。</li> <li>・バイオマスの活用においては、原料搬入から搬出までの過程で原料や変換工程における悪臭の発生について十分に考慮し、生活環境の保全上、支障が生じないよう対策を講じること。</li> </ul>
	・住居がまとまって存在する地域の分布状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地形図、国土基本図、土地条件図(国土地理院)</li> <li>・市町村の都市計画部局に確認</li> <li>・環境アセスメントデータベース (EADAS)</li> </ul>	
	・悪臭防止法の規制地域の指定及び規制基準の設定状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各市町村環境部局</li> </ul>	

【意見2】風力発電建設における部材運搬の際に、取付け道路を作る場合などの影響に対する考え方はどうなっているか。

【対応2】風力発電の「(2) 促進区域を定めるに当たって考慮を要する環境配慮事項」の冒頭(p.12)に「さらに、風力発電の部材輸送や送電施設の整備に伴う土地の改変等による影響等についても考慮する必要があります。」と追記。

【意見3】ユネスコエコパークの記載は検討したか。

【対応3-1】太陽光発電 (p.8)、風力発電 (p.15)、バイオマス発電 (p.22) ごとに「地域を特徴づける生態系への影響」について、下表の下線部を追記。

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	収集方法	
地域を特徴づける生態系への影響	・保護林 ・緑の回廊 ・ユネスコエコパーク ( <u>核心地域、緩衝地域</u> )	・環境アセスメントデータベース (EADAS) ・九州森林管理局に確認	・原則として当該地の改変を避けた事業計画とすること。

【対応3-2】ユネスコエコパークの検討に際し、ジオパークについても検討した結果、太陽光発電 (p.5)、風力発電 (p.12) において、「重要な地形及び地質への影響」について、下表の下線部のとおり「ジオパークのジオサイト」を追記。

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	収集方法	
重要な地形及び地質への影響	・ジオパークのジオサイト	・日本ジオパークネットワーク (JGN) ホームページ	・当該地形の改変を避け、又は改変面積を最小限に抑えた事業計画にすること。

### 3 パブリックコメントの実施

御意見はありませんでした。

#### 4 市町村照会

【意見1】令和6年度以降「土砂災害危険箇所」の総称を使用しなくなるため、修正する必要がある。

【対応1】「土砂災害危険箇所」について記載のある箇所を下表の下線部のとおり修正。

##### (修正前) 太陽光発電 (p.5)・風力発電 (p.13)

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	収集方法	
土地の安定性への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害警戒区域</li> <li>土砂災害危険箇所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境アセスメントデータベース (EADAS)</li> <li>宮崎県ホームページ「宮崎県土砂災害警戒区域等マップ」</li> <li>各土木事務所、西臼杵支庁</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所の上流・周辺域において事業を予定する場合には、土砂災害の発生を誘発・助長するおそれがあるため、調査の上、事業区域、事業内容及び適切な災害防止策を検討すること。</li> </ul>

##### (修正後)

土地の安定性への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害警戒区域</li> <li>土石流危険渓流</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境アセスメントデータベース (EADAS)</li> <li>宮崎県ホームページ「宮崎県土砂災害警戒区域等マップ」</li> <li>各土木事務所、西臼杵支庁</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害警戒区域及び土石流危険渓流(※)において事業を予定する場合には、土砂災害の発生を誘発・助長するおそれがないようにすること。</li> <li>※土石流危険渓流とは、土砂災害警戒区域(土石流)の基準地点より上流の渓流。</li> </ul>
------------	---	--	--

##### (修正前) バイオマス発電 (p.23)

その他宮崎県が必要と判断するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害警戒区域</li> <li>土砂災害危険箇所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境アセスメントデータベース (EADAS)</li> <li>宮崎県ホームページ「宮崎県土砂災害警戒区域等マップ」</li> <li>各土木事務所、西臼杵支庁</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所の上流・周辺域において事業を予定する場合には、土砂災害の発生を誘発・助長するおそれがあるため、調査の上、事業区域、事業内容及び適切な災害防止策を検討すること。</li> </ul>
------------------	--	--	---

##### (修正後)

その他宮崎県が必要と判断するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害警戒区域</li> <li>土石流危険渓流</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境アセスメントデータベース (EADAS)</li> <li>宮崎県ホームページ「宮崎県土砂災害警戒区域等マップ」</li> <li>各土木事務所、西臼杵支庁</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害警戒区域及び土石流危険渓流(※)において事業を予定する場合には、土砂災害の発生を誘発・助長するおそれがないようにすること。</li> <li>※土石流危険渓流とは、土砂災害警戒区域(土石流)の基準地点より上流の渓流。</li> </ul>
------------------	---	--	--

【意見 2】 県立自然公園区域を一律に促進区域に含めない区域とすることとなれば、促進区域の設定が困難となり、再生可能エネルギーの導入、普及拡大の妨げになることから、促進区域に含めない区域には、県立自然公園区域の「特別地域」に限定していただきたい。

【対応 2 - 1】 太陽光発電 (p.3)、風力発電 (p.11)、バイオマス発電 (p.18) において、「促進区域に含めることが適切でない認められる区域 (除外すべき区域)」のうち、下表の下線部を追記。

※ 県立自然公園区域の普通地域の設定基準は、国立・国定公園区域に準じているため、国立・国定公園区域も併せて追記する。

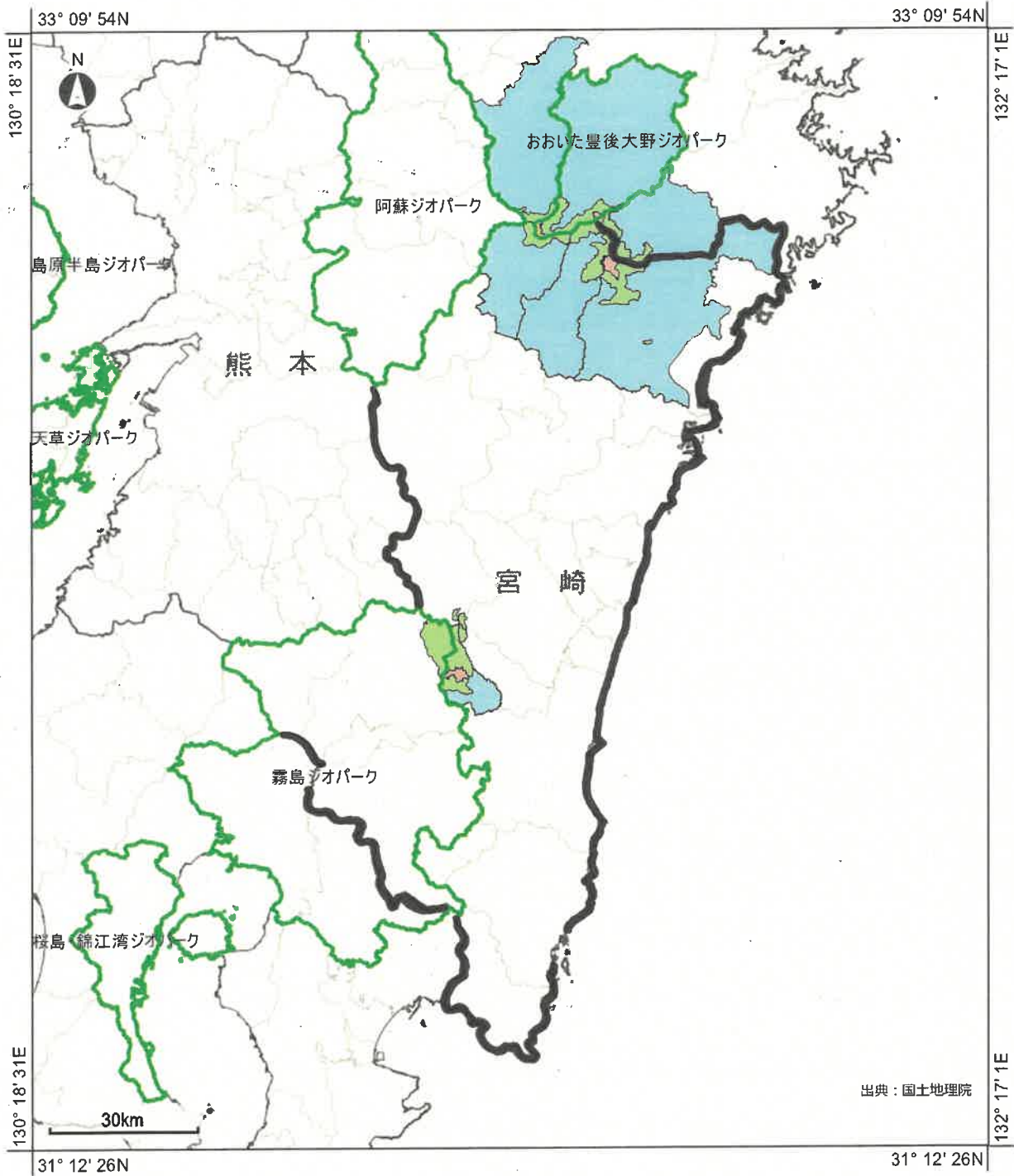
環境配慮事項	促進区域に含めない区域	区域等の設定根拠
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	国立公園区域 (普通地域を除く)	自然公園法
	国定公園区域 (普通地域を除く)	自然公園法
	県立自然公園区域 (普通地域を除く)	県立自然公園条例

【対応 2 - 2】 太陽光発電 (p.8)、風力発電 (p.16)、バイオマス発電 (p.22) において、「促進区域を定めるに当たって考慮を要する環境配慮事項」のうち、下表の下線部を追記。

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	収集方法	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	・国立公園区域の普通地域	・環境アセスメントデータベース (EADAS)	・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること。 ・施設や付帯設備の色を周辺景観との調和に配慮した色彩にするなど構造物が景観に影響を与えないように措置を講じること。
	・国定公園区域の普通地域	・九州森林管理局に確認 ・宮崎県自然環境課に確認	
	・県立自然公園区域の普通地域		

## 5 今後のスケジュール

令和 6 年 2 月 環境審議会会長からの答申  
 ” 県議会へ報告

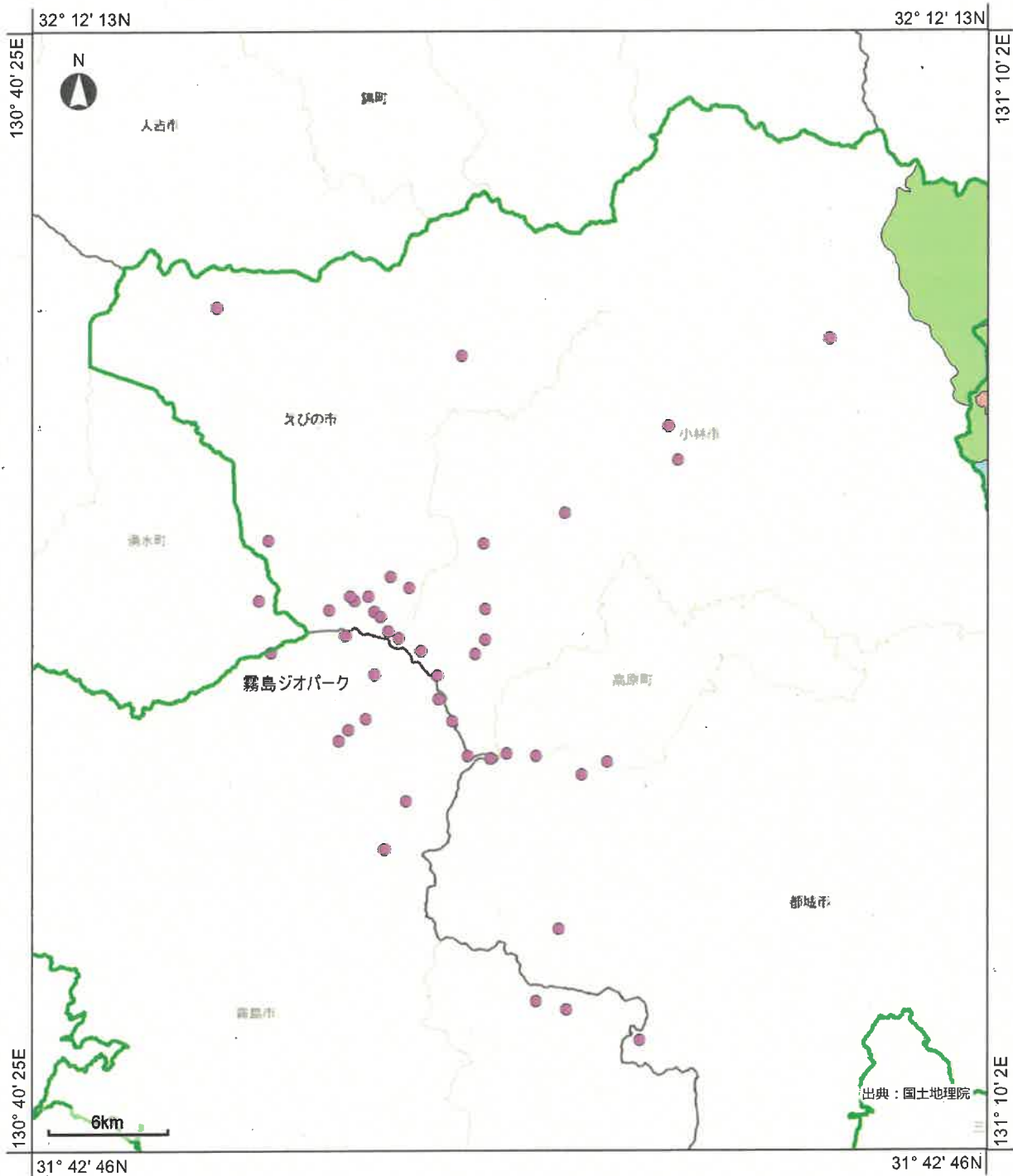


- ジオパーク**  
 ジオパーク  
**ユネスコエコパーク（生物圏保存地域）**  
 核心地域
- 緩衝地域  
 移行地域

出典：国土地理院

環境アセスメントデータベースで作成 2024年01月30日

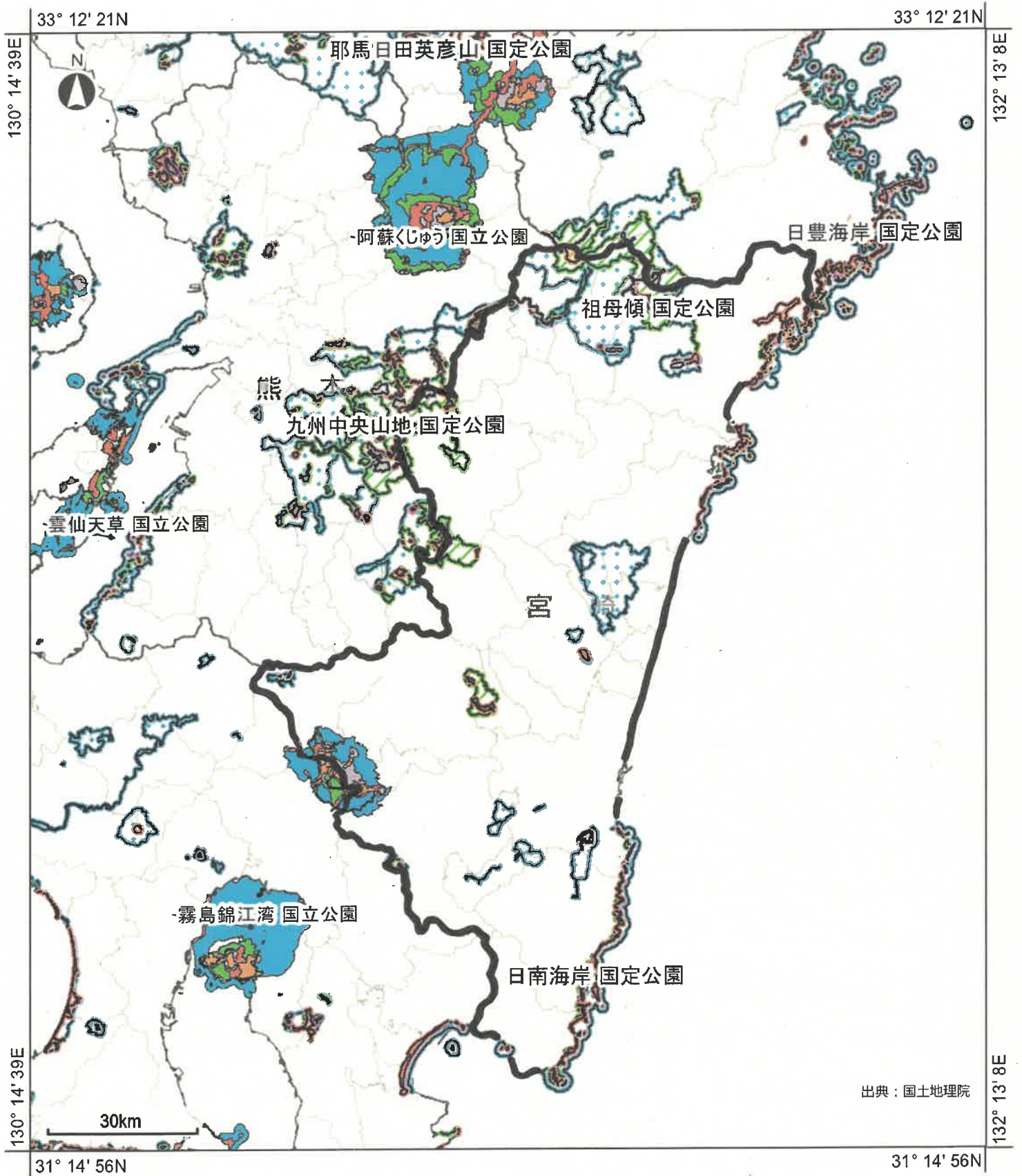




- |  |   |
|--|---|
| <b>ジオパーク</b>   | <b>ユネスコエコパーク（生物圏保存地域）</b>   |
| <span style="border: 1px solid green; display: inline-block; width: 15px; height: 10px; vertical-align: middle;"></span> ジオパーク | <span style="background-color: #f4a460; display: inline-block; width: 15px; height: 10px; vertical-align: middle;"></span> 核心地域 |
| <b>ジオサイト（点）</b>  | <span style="background-color: #90ee90; display: inline-block; width: 15px; height: 10px; vertical-align: middle;"></span> 緩衝地域 |
| <span style="color: #800080;">●</span> ジオサイト（点）  | <span style="background-color: #add8e6; display: inline-block; width: 15px; height: 10px; vertical-align: middle;"></span> 移行地域 |

環境アセスメントデータベースで作成 2024年01月30日





出典：国土地理院

**国立公園**

- 特別保護地区
- 第1種特別地域
- 第2種特別地域
- 第3種特別地域

**都道府県立自然公園**

- 海域公園地区
- 普通地域
- 特別保護地区
- 第1種特別地域

**国立公園**

- 第2種特別地域
- 第3種特別地域
- 海域公園地区
- 普通地域

**都道府県立自然公園**

- 第1種特別地域
- 第2種特別地域
- 第3種特別地域
- 特別地域（種別未決定）

**普通地域**

- 普通地域

環境アセスメントデータベースで作成 2024年01月30日